

2020（令和2）年度第2回伊賀市社会教育委員会 議事録

事務局：定刻より少し早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今から令和2年度第2回伊賀市社会教育委員会を開催させていただきます。皆さまには、何かとご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。

さて、この委員会は伊賀市社会教育委員設置に関する条例に基づき開催しております。本日の会議は、条例第6条第4項に規定されています「在任委員の半数以上の委員のご出席」をいただいておりますので、この会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、伊賀市審議会等会議の公開に関する要綱第3条に基づき公開を行いますことと、第8条に基づく会議録作成のため、録音をさせていただきますのでご了承くださいようお願いいたします。

それでは会議の開会にあたりまして、伊賀市教育委員会事務局長よりご挨拶を申し上げます。

事務局：ご多忙の中お集り頂きまして誠に有難うございます。

平素は、教育行政、特に社会教育の充実にご支援を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

本日は、伊賀市感染拡大防止強化期間であり、十分な防止対策を講じて会議を進めたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

本市では合併以来、家庭教育、学校教育、社会教育において、子ども達が人を思いやる豊かな心を育てていきたいと、子ども達を健やかに育み、大人も子どもも生涯において学ぶ機会を保障していけるよう取り組んできたところです。

コロナ禍が収束を見せない中、本市では公民館と図書館の有り方をどうするか、地域の公民館活動をどう支援していくか等新たな展開を進めていかなければならない時期に来ています。その面でも皆様のご協力を賜りたいと思っております。

青少年健全育成、家庭教育の面、社会教育の面、更に公民館活動から派生する地域づくりの中で子どもから大人まで、生涯に亘って自己実現が果たせ、生き生きと生活出来る社会を構築できるよう努めていくことは、行政の責務だと考えています。教育委員会の諮問機関でありますこの会議に、今後は様々な課題をご相談させて頂き、ご意見を頂戴したいと考えています。本日も忌憚のない意見をお願いしまして冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日は宜しく願いいたします。

<事務局長から新規の委員2名に委嘱状を交付>

<自己紹介>

<資料の確認・事項書差替え・追加資料の確認>

事務局：それでは事項書の3番、これより議事に移らせていただきます。

伊賀市社会教育委員設置に関する条例第7条に「代表委員は委員を代表し、会議を主宰する」とありますので、ここからの進行は代表委員にお願いしたいと思います。

委員、よろしく申し上げます。

委員：現在の生涯学習推進指針については、内山委員や当時の社会教育委員の皆さんにご協力を頂き作成しましたが、今年度で終了となります。

については、新しい指針を作成するにあたり、事務局が各地区公民館を利用頂いている市民の方々にインタビューを行い、現在の指針を基に追加修正のかたちで素案を作成して頂きました。素案の内容を事務局から説明をお願いします。

事務局：資料1-1インタビューした質問の説明。

「今後、家庭ではどのような教育が必要であると思いますか」「今後、地域ではどのような教育が必要であると思いますか」「今後、家庭ではどのような教育が必要であると思いますか」「今後、学校ではどのような教育が必要であると思いますか」「今後、行政や企業、団体ではどのような教育が必要であると思いますか」「今後、公民館などの生涯学習施設ではどのような教育が必要であると思いますか」ということで、それぞれの課題と対策について質問をしました。漠然な質問内容になっていますが、そこから職員が市民の皆さんの意見の聞き取りを行いました。現在の指針を作成する際もインタビューを行いました。前回と重複している意見は省いて新しい意見を中心に載せています。

資料1 赤字での訂正箇所及び素案送付後に訂正した箇所について説明。

3 ページ「文化振興プラン」を「文化振興ビジョン」に。

その下の「関連」を教育大綱と合わせて「整合」に。

4 ページ 教育大綱の内容は新しい大綱の内容に変更している。

その右にある「関連」を「整合」に。

5 ページ前半 「生涯学習推進大綱」が終了したところからの内容に。

後半 新しい総合計画との整合をはかった内容に。

下の四角の中 インタビュー結果による追加。

6 ページ「2. 学校」「地域と学校」に「家庭」を追加し、「一体化」に。

「2. 学校」の一番最後に「ま」が一コマ出ているので、右に。

「3. 地域」「若者」を「青少年」に。

7 ページ 「活力ある地域づくりの推進」にインタビュー結果による追加。

「4. 行政・企業・市民団体」「果たす」の「た」が抜けているので、「た」を入れる。

そこから3行目「人権」と「課題」の間の空白を詰める。

8 ページ 「5. 生涯学習施設」下の「魅力ある図書館づくりと読書活動の推進」9 ページ

「生涯学習施設の充実」の前半の赤字については、新しい総合計画との整合を図った内容に。

9 ページ後半 今後のウイズコロナやアフターコロナに向けた内容の追加。

1 3 ページ 一番最後には「SDGS」についてを追加。

委員から事前にご指摘頂いた内容について説明。

1 ページ一番下 「世の中の」を「社会の」に。

8 ページ 「5. 生涯学習活動」に「の支援」を追加。

本文 1 行目「公民館条例に基づき、」の次に「公民館を」追加。

9 ページ下から 4 行目 「対応するためには」の「は」を取って、下から 3 行目「講座など」の次に「を」を追加、「使い分けての」を「使い分けた」に。

下から 2 行目「持ち方」を「多様化」に変える。

1 3 ページ 下から 4 行目「進行管理の中で」の次に「評価を」を入れる。

委員：8 ページ 5 番「活動」ではなく「活動の支援」にするというところだが、そもそも「社会教育」と「生涯学習」の違いを一般の人は分かりにくい。前の指針では「公民館活動」になっていて、「公民館を市町村が設置する。」という施策なので「公民館活動」で良いが、「生涯学習」は市民がすることなので、施策ではなく、それを支援することが生涯学習課、教育委員会の仕事であり、支援することが行政の立場になるということで「支援」を付け加えた。

社会教育とは、戦後に出来た憲法第 26 条に誰もが教育を受ける権利「学習権」があると書かれているが、それが、憲法の下にある教育基本法では行政がしていかなければいけないという「公教育」は、「学校教育」と「社会教育」が今でもそうだが、2 つに分かれて書かれている。

「社会教育」という言葉がだんだん無くなってきているが、社会教育は行政が支援するというところから、生涯学習課でこういった指針を作るということになる。

しかしながら、1980 年代から「生涯学習」という言葉が入ってきたので、急に「社会教育課」が「生涯学習課」と名前が変わった。その中で市民は「生涯学習」と「社会教育」が分からなくなった。施設の名前が「生涯学習課」に変わっても「公教育」の「社会教育」を支援する任務は変わらない。今後、「公民館」「生涯学習」という言葉が少なくなっていくても、「社会教育」は「公教育」として残っていく。それは、憲法で定められているからだ。

1 2 ページの木の間では、家庭教育や学校教育、社会教育等全てを網羅したものが「生涯学習」だということが分かると思う。

伊賀市の場合、最後は「まちづくり」に生かして行くのだという概念図になっている。

今回、「公民館活動」が「生涯学習活動」に変わっているので、市民の中で混乱があるかもしれないが、このようなことで、指針の意味を考えてみたい。また、そういったことから、「支援」と言う言葉を加えた。あと、SDGs について、図を載せることは大変いいことだ。

委員：木の下に 13 ページ上の文章を入れて、SDDs を大きくしてもらおうといいかと思う。

事務局：「はじめに」を表紙の裏ではなく次ページに持っていくことで、10 ページ と 11 ページを見開きに持っていきたいと思っています。

1 2 ページ の木については、内山委員からご指摘頂いたとおり、真ん中の「生涯学習活動」は全体を網羅していることを示したいと思います。「住民活動」や「市民活動」は地域でやっていくということも、もう少し分かりやすくしたいと思っています。

委員：5 ページ「現状と課題」から「今後こうやっていく」という組み立て方がいいのではないか。「利用頂いている」は「利用されている」でいいのではないか。

6 ページ 2 番「学校を核とした」は普通のゴシック体になっているので、丸ゴシック体に。

2 番の一番最後、「特に」と突然「道德教育」のことが出てきている。「道德教育」とは「道德性を培うこと」ということだと思うが、社会教育活動でもしないといけないということをもう少し肉付けがほしい気がする。

8 ページ 5 番目の言い回しが長い。「位置づけしました。しかし、今後は」でいいのではないか。やっていくことをずばり言い切ってしまうてはどうか。だらだらと何を言いたいのかわからない。

9 ページ コロナの時代のことだが、今まで普通に出来ていたことが出来なくなったことは間違いなくそう思われるし、社会的には言われているが、本当にそうなのか。指針に社会現象をコロナが原因だと決めつけるという言い回しは不具合だと思う。

委員：今の意見に賛成。9 ページ コロナのところ、何年も使う指針に関しては現在の状況を細かく書くというのは不似合いという意見に賛同する。

また、8 ページ 5 番「公民館」を「位置づけてきました」という文章になるので、最初の「公民館は」はいらないと思う。

委員：補足だが、コロナで出来たこと、社会が進んだ社会現象もある。指針の中に原因はコロナだと言い切るのは不向きだ。言い回しを変えた方がいい。

1 3 ページの「受益者負担金」のところ、「ある程度」は喋り言葉になっているので、行政言葉だと「一定の」ではないか。

委員：「利用者に一部経費の負担を願い」などに変えたらと思っていた。

3 ページ「高齢者輝きプラン」となっているが、他は「計画」になっているが、「プラン」と「計画」の違いは。

事務局：計画の名前が「高齢者輝きプラン」になっています。それと、文化交流課に確認し

たところ、文化振興は「プラン」が出来ていないので、「ビジョン」が良いと聞いています。

委員：12ページの木に「環境教育」とあるが、家庭環境、IT環境、生活環境等色々ある。8ページに「環境保全」は「自然」だと分かるが、「環境教育」の前に「自然」を付けた方が良いと思うが、どうだろう。

4ページ下脚注には、2016年の時の団体数などを抜いてあるが、それでいいか。前のインタビュー分は参考までに書いておいた方がいいと思う。

委員：先程6ページ「道德教育」で、「学校教育」のところで市民の意見が多かったから、ここへ盛り込まれたと思うが、付録としてアンケート結果は付けないと思うので、「市民の声が多かった」「ニーズが多かったので、進めていきます」ということを書いてはどうか。

委員：「道德教育」のところで、どの地区からも「道德教育」としか書いていないが、こんなに出たことにびっくりした。学校で「道德」は教科になっているが、具体的にどんな意見があったのか。

委員：「いじめが多いから、先生方はいじめがないか絶えずアンテナを立てる。

家庭での一方的な教育では限界がある。

差別をしない気持ちを育てる。知らないことが差別を生むから。

全ての人間関係の基本。

先生の言うこと、人の言うことが聞けるように道德の読み聞かせ。

挨拶が出来ない子が多い。挨拶しても無視される。そういう教育方針になっているのか。」

という一部ですが、そのような意見でした。

委員：今の説明だと、人権教育や家庭教育に含まれてくる内容かと思う。道德という感じではない気がした。

委員：「地域の方々の協力を得て行う体験活動等を促進します。」とは、どんなことをイメージしているのか。

委員：学校だけに求めているのではなくて、家庭や社会、世の中に求めている声なのではと思う。だから、ここに入れると違って来るかと。

委員：地域社会の人は学校でどれだけ道德教育やっているのかというのがあると思う。どういう風に指針の中に入れていくかだ。

事務局：これについては、今日のご意見を踏まえて、どこに入れるのがいいのか、先程ご意見のあった肉付けについても事務局で検討させていただきます。

委員：「教育」という言葉が付いているので、難しいのではないか。

委員：6 ページ 1 番「家庭」のところで、下から 6 行目の家族とのコミュニケーションを図れるのは「読書」だけではないので、「読書等」に訂正してはどうか。

7、8 ページで言葉が重複しているので、読みづらい。「地域」「様々」とか重なるので、精査をしてもらえれば。

事務局：本日、委員の皆様から頂戴しました内容について、修正したものを郵送させていただきますので、ご確認をお願いしたいと思います。1 ページの「はじめに」の文章については、その時には提示をさせていただきます。また、今後のスケジュールについては、一定の手続きを経て、年度明けの市議会全員協議会にて報告します。

委員：議事の 2 番「公民館及び図書館(室)の再編体制について」に移らせて頂きます。このことについては、生涯学習課や各公民館、図書館等で自治協へ説明に行っている最中だとお聞きしていますが、その内容について事務局から説明をお願いします。

事務局：「資料 2」をご覧ください。

現在、公民館は、中央館として、ハイトピア伊賀 5 階生涯学習センターに中央公民館があり各地区公民館を統括しています。地区館数が各 1 となっていますが、旧市町村単位に地区公民館があり、6 つの地区公民館があります。地区公民館では各支所管内での各種教室や講座の開催、サークル団体の支援など行い、地域によって教室や事業内容が異なっています。分館は、地区市民センターに併設し、上野に 2 2 分館、青山には 6 分館で、合計 2 8 分館があり、公民館事業を市から各住民自治協議会へ委託しています。また、島ヶ原地域は、分館はありませんが同じように住民自治協議会へ公民館事業を委託しています。

このように公民館分館のある地域やない地域、また地区公民館の活動はそれぞれが事業を行っているため、全市で統一した住民サービスを提供する体制ができていない状況があります。

このような体制から、2 の「新たな推進体制」に再編を行いたいと考えています。まず、6 つの地区公民館と 2 8 の分館を廃止し、中央の「生涯学習センター」に統合させ、全市的な生涯学習・社会教育を推進する中心的な役割を担う拠点として機能の充実を図っていきたいということで、地域における生涯学習・社会教育の活動を充実していくために、各住民自治協議会が主体となって各地区市民センターを拠点に、それぞれの地域に応じた独自の生涯学習事業が行える体制を構築したいと考えています。

この新たな体制では、身近な地域の地区市民センターを利用して、地域のニーズに添った独自の活動や地域の特色を活かした事業を行うことで、地域の活性化や地域住民の学習意欲の増進に繋がればと考えています。また、身近なところで学習の機会を持つことで地域の誰もが気軽に参加しやすくなると考えています。

次に、2ページ をご覧ください。

では、地域、住民自治協議会は生涯学習事業として何をするのか、ということですが、地域の課題となっていることや地域の皆さんがやりたいと思っていることなど、自主的に行っていただければと思っています。今、住民自治協議会が行っているレクリエーションや各種教室などの事業を引き続き行うことや新しい事業を取り入れる、また、複数の地域が一緒になって事業を行うことも可能です。また、地域で活動できる人材の掘り起こしをさせていただいて、地域での活動に関わっていただくなど地域の活性化に繋げていただければと考えています。地域でそれぞれ活動している自主サークル団体については、地区市民センターを利用して今までどおりの活動をしていただくことができます。

4の「生涯学習センターの役割」は、市全域、全市民を対象とした学習の機会や場を提供すること、生涯学習情報の発信などを行っていきます。具体的には、記載のとおりです。

次に、3ページの5「住民自治協議会への支援と活動経費」の表をご覧ください。地区市民センターの管理体制が「市直営」の場合は、生涯学習事業を支援するスタッフを市が雇用して配置します。また活動経費については市からの補助を考えています。

「指定管理」を導入する場合には、支援するスタッフは住民自治協議会で雇用していただきますが、人件費1名相当分を市から補助したいと考えています。活動経費は、市直営の場合と同じように市からの補助を考えています。

下の「支援体制」は、上の表を図にしたものです。

地区市民センターに配置する社会教育支援員の役割は、2ページ中ほど記載していますが、住民自治協議会と連携・協力し、地域で実施する生涯学習事業の支援やコーディネートを行います。生涯学習センターに配置します「社会教育指導員」と連携しながら、各種事業や教室の実施、新たな事業への情報提供などの役割を担っていただきます。

また、「社会教育指導員の役割」は、同ページの下の方に記載していますが、生涯学習センターに配置しまして市全域を対象とした生涯学習に関する指導や学習相談、地域に配置する社会教育支援員と連携し地域への支援を行うことや社会教育団体の育成など行っています。以上です。

事務局：現在は市直営で地区市民センターを管理しているため、全域にそれぞれ2名の会計年度任用職員を配置しており、上野のみ社会教育推進員1名を配置しており、合計3名となっています。郡部はセンター職員2名の体制になっていて、そこも違うところです。

地域づくり推進課で市民地区センターの管理体制を市直営か指定管理者制度かを自治協で選択出来る制度を導入するという説明と一緒に回っていますが、令和4年度4月を目途に

進めています。

事務局：図書館については、資料2の4ページをご覧ください。

上野図書館及び分館図書室の今後の方向性ですが、新図書館については、平成26年3月に「伊賀市新図書館基本計画」を策定し、目指す図書館像を示していますが、策定後5年以上経過し、新しい生活様式の中では、新図書館のあり方や場所について再検討が必要になっています。また、各支所単位にある分館図書室の体制は、平成27年度より、公民館図書室から上野図書館分館と位置づけ、図書資料の貸出を行うほか、各地区公民館事業として「読み聞かせ会」を行っています。

そのような状況の中で、生涯学習の体制をより身近な単位で推進するにあたり、6つの図書館も、将来的に有効な設置数や位置、機能のあり方について検証し、方針を示す時期が来ています。

そこで、「将来の支所のあり方(案)」で示された3つの地域設定を基本に、現在、上野図書館ほか5つの分館図書室について、場所や機能を整理し集約したいと考えています。

まず、(1)設置数及び場所ですが、「将来の支所のあり方(案)」に示された「新たなエリア設定(案)」の3つのエリアに、それぞれ図書館を設置したいと考えています。人口規模の図書館設置基準では、上野図書館1館でも機能を果たせますが、広い市域をカバーできるよう、いがまち・阿山地域の北部エリア、及び青山・上野南部地域の南部エリアに、それぞれ分館を設置したいと思います。中部エリアとして上野図書館、北部エリアは(仮称)北部図書館で、民間と協働での図書館運営を検討中です。また、(仮称)南部図書館は、青山支所振興課が進めている、青山地域複合施設の建設計画で、当該施設の一角に図書館を配置することとして準備を進めています。

(2)機能及び役割ですが、上野図書館は中央館として機能拡大し、中心市街地における賑わい創出・情報発信拠点、観光のゲートウェイ機能としての役割も担う「交流型図書館」を目指したいと考えています。

また、(仮称)北部及び南部図書館については、上野図書館と同機能ではなく、広い市域において上野図書館の書架機能をカバーするため、図書資料を配架し貸出返却サービスを展開するため、「配送・回収サービス」は継続し、「返却ポスト」も現状と同じ場所で継続します。

今後、3つの図書館は、学校図書室と連携することや、生涯学習事業として、学校、保育所・園、子育て支援センター、地区市民センター、高齢者サロン等、身近な地域において、子どもたちや高齢者の方への「読み聞かせ会」が展開できるよう、地域への読書推進支援体制を充実したいと考えているところを説明させて頂きました。

委員：公民館について、ご意見やお気づきの点はあるか。

委員：昨年の4月から分館へ社会教育推進員を配置しているが、検証はどのように評価されているのか。

事務局：上野支所管内の地区市民センターに社会推進員を1人ずつ配置しています。ただ、新型コロナウイルス感染症の関係で事業は出来ていなく、自治協と一緒に出来る範囲でやってもらっています。月1回定例会で集まっての研修会や連携して行う出前講座を開催しています。推進員に聞くと、何をしたらいいのかという話があるので、当課から何をと言うことが出来たら良かったと反省しています。定例会は他の地域が何をしているのか分かる機会になるので良いという声もあります。

委員：人によって個人差がある。上野では、それぞれの市民センター2人と教育委員会の1人は分担があって難しい。2体1で線引きがあるので、やりにくいと聞いた。自治協との関係というところでは、自分的には、公民館活動は集まって学び、仲間が出来て、何かしようか、そして活動へ繋げる場が自治協だと思っている。

自治協で一からは難しいので、生涯学習課で方向性を出してやるような予定はあるのか。推進員へ発展していくための方策や事業を示しているか。

事務局：推進員は自治協の活動を支援する立場であり、生涯学習課が情報提供して、地域に持って帰ってもらうという思いがあります。定例会で集まって情報収集してもらいたいと考えています。答えになっていないですね。

事務局：安永委員の言われることについては、私も弊害だと思っている。昨年までは上野は3人いて、3人共がセンター職員と分館職員を兼ねていました。今年度からは会計年度職員になり、市の職員の立場になって併任が出来ない支障が出てきました。地区公民館は各地区にあり、上野にもあるのですが、生涯学習課の中になり非常に力不足のため、指導を行ったり、分館の職員と一緒にやるということがありませんが、一方、上野以外では地区市民センターに職員はいないが、地区公民館があるため、地区公民館が主体となって活動を行っています。

課題が分かってきたので、3年度中に4年度からの体制の準備をしたいと思っています。それで、4年度からは生涯学習センターに指導できる立場の指導員を配置し、地区市民センターに配置をする推進員と連携することで、横ぐしが入り、町などの単位の壁が崩れて、それで進めていきたいと思っています。

地区市民センターの指定管理を自治協で受けて頂くと、自治協で3人を雇用することで壁がなくなり、以前のように市民センター業務と生涯学習事業を3人でして頂けます。それを指導員が統括するというかたちになります。

委員：今年度はコロナで活動出来なかった。推進員になって間もない人は何したらいいのかわからないという。イメージするのに、1館1講座みたいな恰好で地区課題等シリーズでやって、それに対してプラスアルファでお金を出してやる等すれば、競争して行ってやりがいにもなる。あと、中央の公民館サークル祭りはあるが、今は分館の交流の機会がない。昔は公民館祭りというのがあって、発表の場があった。そういったことが、一つの道筋になるのかと思う。今のままでは、生涯学習課から市民センターへ丸投げという人もいる。そういう手だても考えてあげてほしい。

事務局：上野地域は3月にサークル祭りを、郡部は芸術文化祭を計画していただいています。そこも市の中で体制が違うし、他地域が何をしているかわからないため情報共有や発表の場も将来的には考えないといけないと思います。

委員：過去にやっていた。全体でなくても中学校区ブロック等でやるのも手だ。

委員：上野だけに居た推進員を全市的に広げるとのことなので、良い案だと思う。しかしながら、指定管理になった時に支援員という名前が無くなるので、地区の学習活動を支援するという位置づけの人を配置したビジョンの方が良い。全員が市民センターの職員一律だと益々格差が広がってしまう。皆がモチベーションを上げる秘策を教育委員会に打ち出して頂きたい。その1つが、先程委員の言われたサークル祭りや地区のイベント1つをしてみることだと思う。

事務局：指定管理になっても、自治協で人を選出して頂き、推進員の位置づけもしてほしいと思います。

委員：地域差も個人差もあるので、市の方が指導的立場で研修等を持ってほしい。

事務局：これから、しくみを作っていないといけないと思っています。

先程、地域が指定管理を受けて頂いた時には、3人の職員を地域が雇用していただき、3人が隔てなく仕事をして頂けると話しをしましたが、先程、委員が言われた、位置づけとして生涯学習を主体的に行う1人が推進員、2人がセンター職員が良いと思います。私達が思っているのは、隣の自治協は何をしているのか、その横ぐしを差すのが指導員だという組織を考えています。3年度は組織を作ることと地域の方にもう一度説明をしたい年度にしたいと思っています。

委員：今まで地域づくり推進課との連携は出来ていなかった感じがしていたので、しっかりやって頂きたい。

委員：4年度から決まっていくということ。3年度に移行ということになる。公民館に事務局を置いている団体が未だあると思う。規則を3年度中に変えないといけない。

委員：指定管理の導入が難しいという地区は、人口が少なく高齢化のなか人材不足である。今の自治協の活動費は人口割もあるので、条件的に難しく活動が出来ないというところには、補助的なことを考える必要があるかと思う。

事務局：地区市民センターの指定管理は自治協の選択制になっています。選択しないところは今のまま市直営になります。

委員：いずれにしても地区に十分な説明をしてもらいたい。

事務局：次は、実際地区公民館を使っている方に、活動の仕方や場所の確保出来るような話し合いをしたいと考えています。

委員：図書館について、質問はありませんか。

委員：北部と南部の概ねの開設時期はいつか。

事務局：南部は令和4年の4月、北部は少し遅れて秋ぐらいになりそうです。

事務局：組織的には4月1日から新たな組織で動かしたいと思っていますが、民間と一緒に図書館を作りたいと思っているため、施設完成は来年の夏から秋口になると聞いており、移れるのはその時期になると思います。

委員：人員配置はまだ分からないね。

事務局：市の職員は南部へは置きません。移転も考えている上野図書館は今も委託だが、市の職員が3人と他は委託の職員が動かしてくれています。今、青山は市の会計年度職員ですが、南部は上野図書館管轄にしたいと思っていますので、委託職員になるかと思っています。北部は民間なので、今後協議をしていくことになります。

委員：他に意見等ありませんか。無いようでしたら、これで議事を終わらせて頂きます。

事務局：次に、事項書4その他の項、令和3年成人式について報告をさせていただきます。

事務局：資料 3 に基づき説明。

事務局：民法改正後の成人式について説明させていただきます。

事務局：資料 4 に基づき説明。

事務局：民法改正後の考え方については、議員全員協議会で報告をし、既に新聞にも掲載されました。市ホームページでも既に告知をしており、市としてこのように進めていきたいと思えます。広報 3 月号でも掲載予定になっています。

委員：以前から成人式は市が関わってしないといけないのかという問題がある。高校生が対象となると、当面は市が主導となっているが、行政がずっと関わっていかないといけなくなる。新成人ではなく、今までどおり 20 歳になった人を対象に「20 歳のつどい」という節目でやれば良い。

事務局：高校生で実行委員会に来て頂くことは難しいため、当面はということですが、中には就職が決まった人に実行委員会に入って頂く等高校や対象者等にも相談して進めたいと思っています。

委員：どこの自治体でも実行委員会を企画しても委員が集まらない。1 つの案として、小学校、中学校、高校の学校教育の中で「成人する」「成人式」というテーマのキャリア教育で関心を引き出すという点も大事である。

事務局：「20 歳のつどい」で良いのではというご意見ですが、本人が 18 歳で成人になったことを自覚し、社会が成人として扱うことを確認する節目でないといけないということで、市としては 18 歳で行いたいと考えています。

委員：こういう議論するというのも大事。市民の声を聞く必要があるのではないか。

事務局：これについては、市の方針として決定しています。実行委員会方式等については、今後色んなご意見を聞きながら決めて行きたい。

その他、思われること等何かございませんか。

無いようでしたら、これで 2020 年度第 2 回伊賀市社会教育委員会を終了させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、貴重なお時間をいただきまして有難うございました。
今後とも社会教育行政に対しまして、委員の皆様のご支援ご協力を頂きますようお願い
申し上げます。

本日は、長時間に亘りご審議いただきありがとうございました。